

岩手県告示第919号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成25年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
奥州市総合水沢病院	奥州市水沢区大手町三丁目1番地	平成28年12月18日
医療法人清和会奥州病院	奥州市水沢区東大通り一丁目5番30号	〃